

東近江市健診結果説明会及び特定保健指導業務仕様書

1 業務名

東近江市健診結果説明会及び特定保健指導業務

2 実施の目的

① 健診結果説明会

健診結果から自身の健康状態の把握を促し、身体の状態に応じた個別保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症や重症化の予防を図る。

健康意識をさらに高める取組として各種測定や啓発を実施し、被保険者の健康保持増進の機会とする。

② 特定保健指導業務

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき円滑、効果的かつ効率的に実施し、被保険者の健康の保持増進と特定保健指導実施率の向上を図る。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者の減少を目指す。

3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(実施期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで)

4 実施体制

- (1) 過去に滋賀県内での特定保健指導の受注実績があり、事業実施に関して一定の知識や本市内の状況についての理解があること。
- (2) 本市の求めに対して迅速に対応できる体制であること。また、同事業所内に個人情報を保管するための施錠可能なキャビネットを準備し、個人情報を厳重に保管すること。事業開始時に本市職員が実施体制、個人情報の保管状況について確認できること。
- (3) 担当責任者及び担当者は常勤の専門職（管理栄養士、保健師等）を配置し、本市からの要望に対して真摯に対応すること。
- (4) 本業務における保健指導を実施する専門職は、一定の保健指導に関する見識と経験を有する者とし、資格の確認ができること。
- (5) 本市職員と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な保健指導に努めること。
- (6) 実施に当たって一括再委託は行わないこと。一部再委託を行う場合は本市の承諾を得ること。

5 業務内容

① 健診結果説明会

(1) 事業概要

ア 参加申込の受付及び会場の手配は本市が行う。

イ 健診結果説明会の企画内容について本市と協議の上、決定する。健診結果説明会会場準備及び撤収を含む運営については原則受注者が行うこと。

ウ 健診結果説明会で用いるチラシや教材等については、受注者において管理栄養

- 土、保健師等の専門職が作成し、参加人数分を準備すること。
- エ 管理栄養士、保健師等を毎回4名程度派遣する。
- オ 健康機器2種（ゆがみチェッカー、食育SATシステム等）を毎回持参することとし、機器の測定支援を行うこと。

(2) 事業詳細

- ア 健診結果説明会の参加者は半日50人程度を見込み、受付及び調整は受注者が行うこと。
- イ 健診結果説明会の実施は以下の日時及び場所にて行う。（会場準備及び撤収作業時間含む。）

日程	時間	場所
令和7年7月29日(火)	9:00～13:00	能登川コミュニティセンター
令和7年8月4日(月)	8:30～13:00	東近江市保健センター
令和7年8月18日(月)	9:00～17:00	能登川コミュニティセンター
令和7年8月19日(火)	8:30～13:00	東近江市保健センター
令和7年8月22日(金)	9:00～13:00	湖東コミュニティセンター
令和7年9月1日(月)	8:30～17:00	東近江市保健センター
令和7年10月10日(金)	9:00～13:00	能登川コミュニティセンター
令和7年11月5日(水)	8:30～17:00	東近江市保健センター
令和7年11月25日(火)	9:00～13:00	蒲生コミュニティセンター
令和7年12月5日(金)	8:30～13:00	愛東支所
令和7年12月19日(金)	9:00～17:00	能登川コミュニティセンター
令和7年12月26日(金)	8:30～13:00	東近江市保健センター
令和8年1月7日(水)	8:30～17:00	東近江市保健センター
令和8年1月9日(金)	8:30～17:00	東近江市保健センター

- ウ 受注者が用意する健康機器2種を用いて、参加者に健康機器の測定体験、結果の説明を行う。
- エ 健康機器の測定体験後、その場で専門職（管理栄養士、保健師等）が個別に測定結果の説明を行う。
- オ 健診結果に応じてグループ指導や個別指導での結果説明や健康相談、特定保健指導初回面接を実施する。

② 特定保健指導業務

(1) 事業概要

- ア 事業内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」(令和6年4月厚生労働省)に準ずるものとする。
- イ 実施場所は市内の施設とし、参加申込の受付、会場の手配等は本市が行う。
- ウ 1日当たり、5名程度の特定保健指導を行う。
- エ 特定保健指導で用いる教材等については、受注者の管理栄養士、保健師等の専

門職が作成し、参加人数分を受注者が準備する。

オ イ及びウとは別に、オンラインでの特定保健指導を希望する対象者については、別途対応すること。

(2) 対象者

令和7年度に特定健康診査を受けた者のうち、特定保健指導対象となった者（東近江市国民健康保険の資格を喪失した者は除く。）

(3) 実施予定者数

ア 積極的支援：105名程度（うち対面100名程度、オンライン5名程度）

イ 動機付け支援：30名程度（うち対面25名程度、オンライン5名程度）

(4) 事業詳細

ア 積極的支援の実施プログラムは以下のとおりとする。

(ア) 初回面接の実施（本市施設で実施。オンライン対応含む。）

(イ) 電話又は電子メール等による支援を必要な回数実施

(ウ) 中間評価の実施

(エ) 実績評価の実施。実績評価時には、「特定健康診査・特定保健指導の円滑実施に向けた手引き（第4.1版）」（令和6年3月厚生労働省）に準ずるアウトカム評価及びプロセス評価の合計で180ポイント以上の実施となるようにすること。

イ 動機付け支援の実施プログラムは以下のとおりとする。

(ア) 初回面接の実施（本市施設で実施。オンライン対応含む。）

(イ) 実績評価の実施

ウ 対象者ごとの支援計画の作成、ポイント管理を確実に行うこと。

エ 対象者本人が、自分の健康状態を自覚し、自分の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とする。

オ 特定保健指導の実施の際には、資格確認及び生活習慣病（高血圧、脂質異常、糖尿病等）治療における服薬の有無の確認を行い、資格喪失をしていれば保健指導対象から除外、服薬していれば、本人の希望に合わせて除外若しくは継続の対応とすること。

カ オンライン実施を希望する対象者については、受注者が利用案内通知を対象者へ送付し、対象者との通信が順調にできるよう受注者が支援すること。

6 実績報告

① 健診結果説明会

(1) 実施結果についてデータをとりまとめ、実施結果報告書を作成し、翌月末までに本市へ提出すること。

(2) 事業実施後に事業の評価を行い、次年度事業への助言及び提案を行うこと。

② 特定保健指導業務

(1) 実施結果についてデータをとりまとめ、実施結果報告書を作成し、翌月末までに本市へ提出すること。

(2) 面接内容の詳細な面接記録、連絡記録の報告は、以下ア～ウにおいて報告す

る。その際、本市が指定する形式で紙媒体及び電子媒体で本市に納品する。

ア 初回面接終了後

イ 中間評価終了後（積極的支援のみ）

ウ 実績評価終了後

(3) 当該年度の法定報告に間に合うよう、法定報告に必要な全てのデータを報告可能な電子媒体にて納品する。

7 委託料の支払い

(1) 契約は、単価をもって契約することとし、業務に係る一切の費用負担は契約単価に含まれるものとする。

(2) 代金の支払いについては、各委託業務の実績に応じて支払う。

(3) 受注者は、落札決定後健診結果説明会の各開催にかかる費用が分かる内訳書を提出すること。

(4) 支払い時期については、本市と受注者での協議の上決定する。

8 業務実施における注意事項

個人情報及び個人番号を取扱うときは、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 その他

本業務の履行に当たって、本書に明記していない事項や疑義については、本市と受注者での協議の上、決定するものとし、本業務を確実に遂行できるように対応すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）並びに東近江市（以下「甲」という。）の定める東近江市保有個人情報等取扱規程（令和5年東近江市訓令第2号）及び東近江市情報セキュリティ対策基準（平成27年東近江市訓令第42号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(従事者等への監督及び教育)

第3条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る事務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、本件事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務に関して知り得た個人情報を本件事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙が本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、本件事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(個人情報の取扱いの委任の禁止等)

第10条 乙は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再受任者」という。）

に取り扱わせる場合（以下「再委任」という。）は、乙は、再受任者に第1条から前条までの規定及びこの契約に基づく個人情報の取扱いに係る一切の義務を遵守させるとともに、再受任者との契約の内容にかかわらず、甲に対して再受任者による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 乙は、再委任をする場合において、再受任者との間で締結する契約書等に第1条から前条までの規定を明記しなければならない。

4 乙は、再委任をする場合は、発注する事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再受任者に対し適切な管理及び監督を行うものとする。

（従事者等の明確化）

第11条 乙は、従事者等を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条 乙は、本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告義務）

第14条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（再受任者の報告義務）

第15条 第11条から前条までの規定は、再受任者に再委任をする場合について準用する。この場合において、当該再受任者の甲に対する報告は、乙がとりまとめ、行うものとする。

（実地調査）

第16条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙に対し再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査するよう指示することができる。

（勧告）

第17条 甲は、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第18条 甲は、前条の勧告による必要な措置をとらないときその他乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第19条 乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。